

現代経済事情Ⅲ 世界経済と中小企業

第11回

2008年6月20日

高田好章





今日の富士山



今週の田畑の育ち(神奈川県平塚市付近)



今週の田畑の育ち(滋賀県守山市付近)



車窓：矢作川



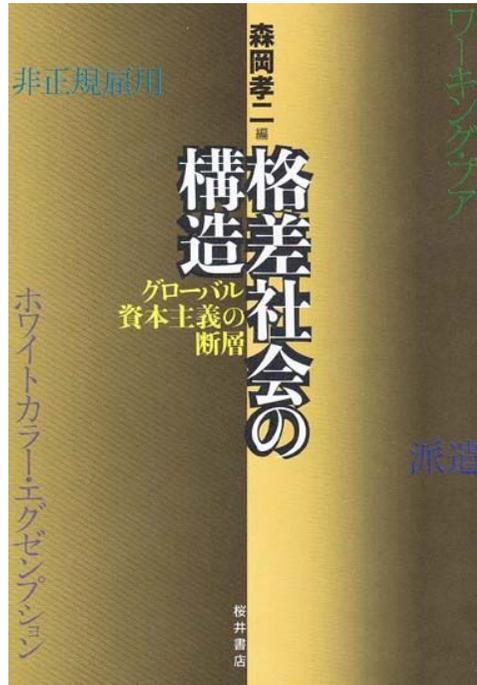
奈良・桜井市：多武峰・談山神社 十三重塔

今週のテーマ



『格差社会の構造』の諸章を
概観する

テキスト



森岡孝二編著
『格差社会の構造
ーグローバル資本主義の断層』
桜井書店、2007年9月刊



執筆した仲間達





執筆した仲間達



『格差社会の構造』: 各章



- 序章 こうして拡大した格差と貧困
- 第1章 新しい働きすぎとホワイトカラー・エグゼンプション
- 第2章 雇用の外部化と製造業における派遣・請負
- 第3章 アメリカのスタッフィング・サービス産業と労働市場改革
- 第4章 ディーセントワークと日本の労働基準
- 第5章 家計の資産格差と生活格差
- 第6章 日本経団連の税制提言と格差問題
- 第7章 繊維産業のグローバル化とユニクロ経営
- 第8章 バイオテクノロジーと多国籍種苗企業

講義；各回のテーマ

- | | | |
|------|---------------------------|-----|
| 第2回 | 格差と貧困を考える | ←序章 |
| 第3回 | 働きすぎを考える | ←1章 |
| 第4回 | 派遣と請負を考える | ←2章 |
| 第5回 | アメリカの労働市場改革運動をみる | ←3章 |
| 第6回 | 世界から日本の労働基準をみる | ←4章 |
| 第7回 | 家計の資産格差と生活格差を考える | ←5章 |
| 第8回 | 経団連の税制提言と格差問題をみる | ←6章 |
| 第9回 | 繊維産業の未来を描く | ←7章 |
| 第10回 | 食料輸入と遺伝子組み換え作物
について考える | ←8章 |





第2回目

格差と貧困を考える





ワーキング・プアの増大：社会問題

- ・労働分野の規制緩和

 - 正社員の働きすぎ

 - 細切れ雇用：

 - パート・アルバイト・派遣・請負

 - 労働時間規制と適用除外：

 - ホワイトカラー・エグゼンプション

- ・アメリカでのワーキングプア問題

- ・テレビ放映

ここまで拡大した格差と貧困

・OECD「対日経済審査報告」

相対的貧困率

日本：先進国17か国中、
アメリカについて2位



・賃金の格差

性別格差

時間当たり賃金:

男性一般労働者: 100

女性一般労働者: 70を下回る

男性パートも下がっている:

50前後まで

女性パート: 43~45





- ・雇用・労働の規制緩和と
派遣労働者の増大

職業安定法の規制緩和：
労働者派遣法の制定 1985年

全面規制緩和へ



新自由主義による経済再生戦略

市場個人主義→労働の規制緩和
→格差社会化の進展

資本のマーケット:

世界へ投資 金融マーケットの広がり

長期不況: 人員削減 労務費の削減

長期雇用環境からの脱却



第3回目

働きすぎを考える





見せかけの時短のもとで
猛烈に長時間働く

過労死110番

過労死の社会問題化

働きすぎ = 働かされすぎ



日本的働きすぎの特徴

- 1) 「男は仕事、女は家庭」+
「男は残業、女はパート」の性別分業
- 2) 長時間残業とサービス残業
- 3) 残業に対する労働組合の規制力の弱さ
三六協定、違法残業
- 4) 過労死・過労自殺の存在
労災認定
月100時間、あるいは月80時間を
越えると過労死・過労自殺へ



アメリカ発の新しい働きすぎ 5つの「資本主義」

1) グローバル資本主義

多国籍企業 国内雇用不安定
賃金の引き下げと労働時間延長

2) 情報資本主義

仕事の時間と個人の時間の境界を
あいまいに(ケータイ)
仕事はどこまでも追いかける
熟練を不要にし、非正規雇用に置き換え

アメリカ発の新しい働きすぎ 5つの「資本主義」



3) 消費資本主義

消費を追い求める

スピードとコンビニ化

長時間深夜走るトラックと

パート・アルバイトの細切れ労働者

4) フリーター資本主義

労働市場の流動性

5) 株主資本主義

株価至上主義

M&A(企業合併・吸収)・リストラ



第4回目

派遣と請負を考える





非正規雇用、派遣労働の増加

非正規労働者率:

1994年:20% → 2006年:32%

派遣労働者:

2001年:33万人 → 2005年102万人

特に若者層に

(労働力調査)



労働者派遣法改正

製造現場への派遣解禁

←「新時代の「日本的経営」」

2004年3月から製造業務への解禁
期間1年間

2007年から 期間を3年間に延長



なぜ、派遣労働を使うか？

- 1) 科学技術の発展と仕事の外部化
製造技術の進展と単純労働化
- 2) 製品の短命化と外部化
市場競争
- 3) 産業予備軍：産業革命期から続く

製造業に求められる労働者とは？

- ・労働者の適応能力と労働者の誇り
- ・ものづくりと企業力を培うための労働力

課題：

セーフティネット　：　職業再教育



第5回目



アメリカの
労働市場改革運動をみる



労働供給業とは:

雇用そのものを創出しない

雇用という労働者の生命と生活に不可欠な
領域を営業の場とし、
低スキルの日雇労働者に寄生し、
彼らからピンはねすることを
利潤の源泉とする産業





労働市場改革運動とは:

地域の貧困化などを改善するための労働者支援の派遣事業を起こして、労働市場を改革する動き

- 1) 法整備: 日雇い派遣労働者保護法の制定
- 2) 失業者の職業訓練を施して、企業に直接雇用させる試み
- 3) 労働者支援の派遣事業

人材派遣業に依存せざるをえない底辺労働者の労働市場の改革

まとめ:

労働市場改革運動:

不利な労働者に質の良い仕事や雇用を保障しようとする運動

ローロード、労働者を使い捨て、賃金・労働条件が「底辺に向かう競争」状況、それを助長しているスタッフィング・サービス産業



労働市場改革運動:

アメリカ:労働市場で特異性:

移民、人材派遣大国

それを規制する連邦法がない

基本的に解雇自由、

就職斡旋はほとんど民間

その中で新たな運動の動きが出ている

日本との比較: 10年先に行くアメリカ
リビング・ウェイジ運動と日本



第6回目



世界から
日本の労働基準をみる





労働基準とは:

使用者による一方的な労働条件の決定に対する
公的な規制措置:

日本では

労働基準法:

労働契約、雇用、賃金、労働時間などの
労働条件の最低基準



新しい国際的労働基準へ：

1980—90年代のグローバル化の急速な進展
国民経済への規制と調停では限界

人間生活の不安定と雇用・労働の問題が
世界の共通認識となってきた。

ILO: 新しい国際的労働基準の提言の必要性



ディーセントワークとは:

「まともで人間的な仕事」であり、
労働者の「権利が保護され、十分な収入を
生み出し、適切な社会的保護が供与される
生産的な仕事」であり、
グローバル化された世界で、
「世界中の政治および実業界の指導者たち
に突きつけられている世界的な要求」であり、
グローバルゴールである

ILO後進国 日本

ILOの創生期から主要構成国として加盟

1940年に脱退扱い(国際連盟脱退1933年)

戦後、国連加盟より早い1951年に復帰

ILO活動には消極的



日本へのILO勧告:

国家・地方公務員: ストライキ権剥奪

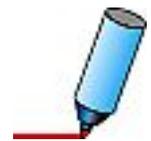
警官・消防団員: 団結権なし

ILO:

日本の公務員にストライキ権を含む
労働基本権を付与する勧告:

3回(02年、03年、06年、)

教員: 教育労働者の権利を守るように勧告



企業の社会的責任:



CSR: Corporate Social Responsibilities:

企業の本業にとって直接生じる社会的責任

調査企業の8割でCSRに取り組み

取り組み重視の順序:

- 1) 顧客・消費者
- 2) 社会
- 3) 株主
- 4) 社員

※社員が4番目



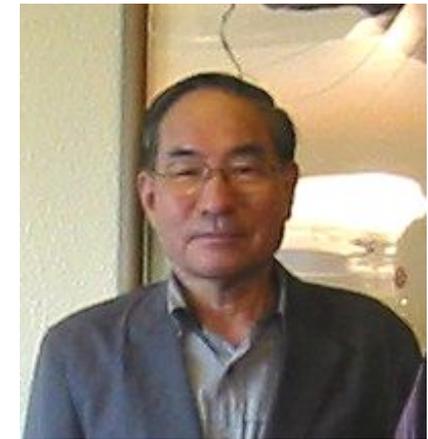
企業の労働者保護に対する社会的責任:

企業は一定の利益を獲得することを
公に認められている社会的存在であり、
その限りにおいても
ILOの定めた国際的労働基準すなわち
ディーセントワークにもとづいた労働者保護
という社会的責任を負うべき存在である。

第7回目



家計の資産格差と生活格差
を考える





資産格差の実態と説明

格差社会の説明には、
資産格差の実態追及が必要

資産格差の実態説明は、
データも文献も少なく、
またその信頼性も乏しく、難しい



所得と貯蓄の関係

所得が高ければ高いほど、
それに付随する貯蓄額と貯蓄率が高い
貯蓄での開差は所得レベル以上に拡大する



家計資産形成と格差

勤労所得に対比される資産所得は、
各十分位が高位になるほど
その額を増している

金融資産：証券・株式保有額



家計資産の世帯間移行

1980年代に日本の家計に保有する
土地資産額の約40%、金融資産額の約28%
が相続を原因とする

持ち家::住宅取得

戦後の「人生における最大の買い物」

持ち家率:各層とも高水準、相続対象

「生活資産」と「貨殖資産」



生活資産：純粹に家計による消費に供せられている資産

貨殖資産：金融・株式市場や不動産賃貸市場に委ねられる資産

所得と資産の大きさ：

貨殖資産に由来する資産所得が大きくなる

生活資産のみにかろうじて終始する多数部分
貨殖資産にも大きく頼れる少数部分

富の偏在

家計資産・貨殖資産の拡大

→ 富の偏在

世代間に特権的な「インナーサークル」の形成

生活できない
結婚できない
子供を生めない

} → 悪循環



第8回目



経団連の税制提言と
格差問題をみる





2007年度の税制提言

- 1) 法人実効税率の引き下げ
- 2) 減価償却制度の見直し
- 3) 国際的な二重課税の排除
- 4) 合併等対価の柔軟化への対応
- 5) 地方法人課税の軽減
- 6) 少子化対策

2007年度提言の内容



- ・経済活力、産業活力の維持・発展
国際競争力をつけるため
- ・税制の国際的な整合性の重視、
IT投資促進税制等の技術投資を促す税制
- ・法人税実効税率の引き下げ、減価償却制度の見直し
- ・実効税率の引き下げ

税負担が少なければ少ないほど、内部留保が増大して、
投資資金が確保できる

企業による利益の社会還元



- ・内部留保率の増加：
企業が税や社会保障負担、賃金として社会的に還元できる余力があるかどうか
- ・利益の社会還元がどの程度可能か
それを検討するのが経済団体の社会的責任
- ・企業も社会の一員：経団連の基本的姿勢

「広く国民の利益を考えるなら、大きな利益を上げている大企業がより多くの税を負担する方向での提言があってもよいはずである。それはこの国の社会の安定や国民の福利の向上と結びつき、ひいては企業を支え、経済の安定を可能にする基盤を醸成することにもなる」

公正なる税負担とは:



- ・財政再建のためには、増税が必要
- ・財政破綻の原因: 公共投資による景気刺激策→
企業業績に貢献→企業利益→企業の内部留保
→財政破綻: 企業の責任とは
- ・財政再建の為に、誰がそれを負担するか
消費税の増税のみに頼るべきかどうか
- ・格差社会への対応:
政府・自治体による政策が必要
そのための財源をどこに求めるか
誰が負担すべきか
- ・企業活力→従業員へ→格差解消 の道筋はどうか

経団連への提言

- 経団連の企業活力重視の偏重、
消費税の大幅引き上げ、
企業の社会保障負担の引き下げ要求
- 国民の福祉向上は二の次、
大企業の利益第一主義
- 提言：
財政危機 公共事業偏重財政 企業の責任
国民の幸福追求の基盤となる生活・労働の実情に
についてももっと関心をもつべき
企業にとってもプラス



第9回目



繊維産業の未来を描く



アパレル(衣料品)の輸出入



日本： 輸入 2兆2459億円

82.3% 中国から

輸出 657億円 : 輸入の2.9%

イタリア： 輸出が輸入の2倍

ドイツ、フランス：輸出が輸入の40%超

アメリカ： 8%

先進国のなかでは日本の輸入依存度が
極めて高い

繊維産業におけグローバル化は
輸入一辺倒のグローバル化



ユニクロ経営の成功の秘密

中国で生産、低賃金利用 : 他の企業も同じ
中国の賃金 日本^の10分の1、20分の1

従来の繊維業界にない新しい生産・流通システムをつくりあげた

中国における協力工場(パートナー工場)
への技術指導「匠チーム」

少品種大量生産へ



衣服:

もともと多品種生産

少品種で大量の製品を低コストで生産

衣服も部品の組み合わせ:

糸、生地、柄、色、サイズ

販売から生産まで一貫した製造小売業

流通コスト、売れ残りリスクの圧縮

ユニクロ:コストダウンの成功

ユニクロ・ブランド



出来るだけ他の人と違う個性的な服装をして
目立ちたい

同じものを身に付けることが嫌われる衣料品
でなぜこのような大量販売が可能になったか

世の中の流行の範囲の中で行動して
恥をかきたくない、けなされたくない
「原宿」から発信した宣伝力

単なる安物ではない それなりのものがそれ
なりに安い みんなが「ユニクロ」を着てい
ても恥ずかしくない

着心地



日本:飾ったときには世界で一番美しい

イタリア:着心地重視、着心地のための
試着モデルまでおいている

布の風合いや着心地など五感に訴える内容
が最も大切

モデリスタ:デザイナーのセンスを活かしなが
ら着心地がよく、かつつくりやすい衣服を
設計する どの生地を使って、どの工場
で、どう熟練工を配して縫うかなどの設計

これからの繊維産業：



ロングテール理論：

80対20の法則：

20%のアイテムに80%の売上

「死に筋」商品を活かす方法

ネット・ショッピング

縦のネットワーク

IT化

SCM: Supply Chain Management

情報の共有化がどこまでできるか

第10回目



食料輸入と
遺伝子組み換え作物に
ついて考える



ともろこし



目標:

人間による自然の支配を放棄し、
地球生態系すべてとの調和を
回復させる方向で
経済・社会の枠組みをいまいちど
組み立て直す手がかりを探りたい。
それこそ持続可能な未来への
処方箋にちがいない



とうもろこしと水

とうもろこし:

生育に必要な水量は小麦の3倍を必要とする

農作物は90%以上の水分からなりたっている

日本の穀物自給率:約20%に低下

穀物・野菜の輸入の激増:水の輸入
仮想水

とうもろこしとアグリビジネス



第二次大戦後 アグリビジネス

単一効率栽培 発展途上国に
とうもろこしの栽培が地球規模での拡大

アメリカのハイブリッドコーン:

掛け合わせ: バイオテクノロジー:

両系統の優性を引き出す:

一代雑種に限られる

種子の自給ができなくなる

毎年種子を買う

大手種苗企業が成長

とうもろこしと遺伝子組み換え



とうもろこし: 利潤生み商業作物
遺伝子組み換えの対象

遺伝子組み換え作物の
人体・生態系への影響と不安

アメリカの種苗企業: モンサント
食品への表示に反対
農家に特許使用料
種子の保存を禁止

遺伝子組み換え作物の栽培で、種子の飛散、
昆虫による媒介を完全に遮断できない

百貨店と100円ショップ

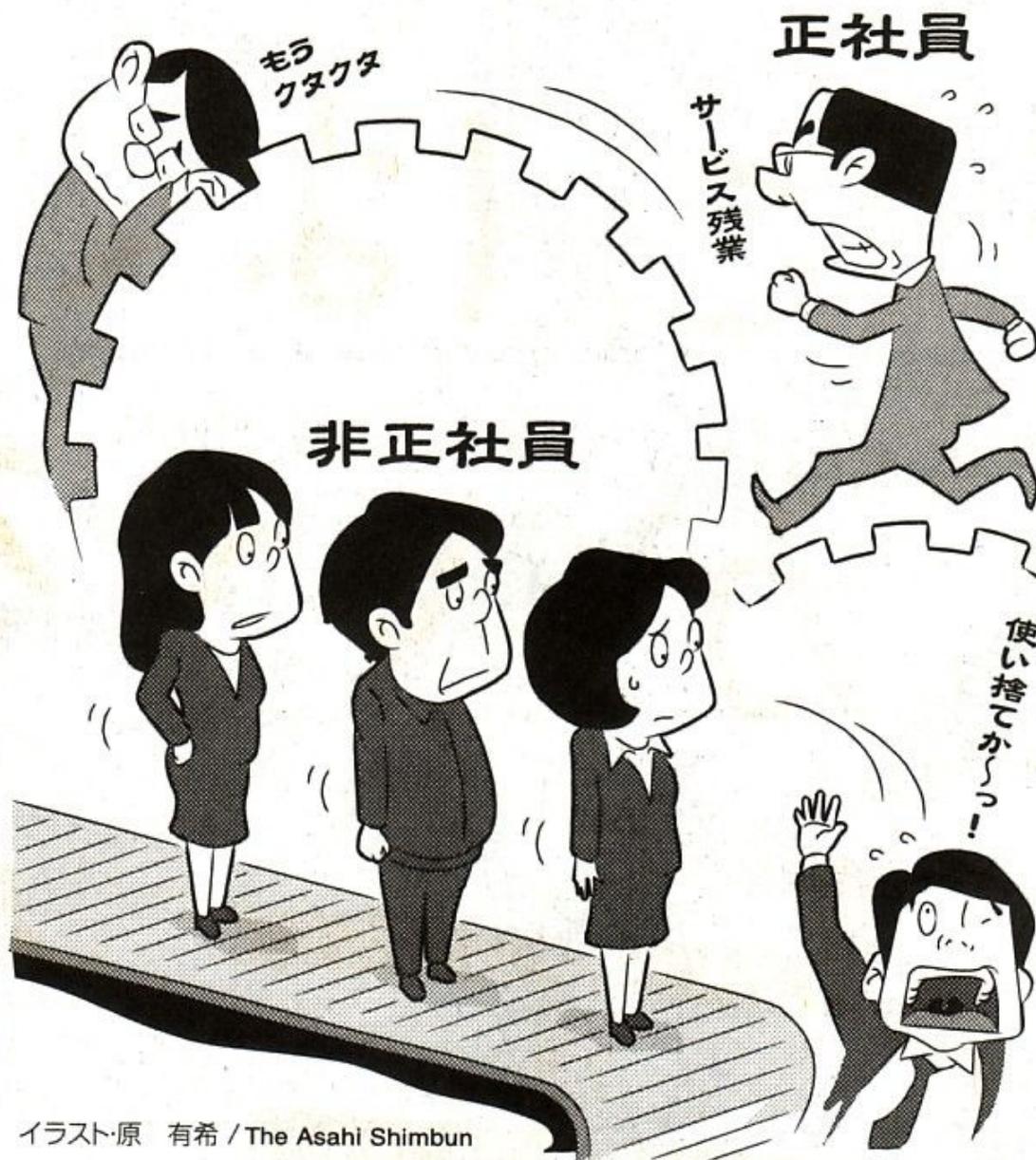
「有機」を選択できる富裕

嗜好をマクドナルドに象徴される画一的な
食料に誘導される低所得者層





最近の動きから





2008年(平成20年)
4月26日
土曜日

- 政治 4
- 政策 7
- 国際 8 10
- 金融情報 11 12
- 経済 12 13 15
- スポーツ 17 18
- 生活 20 23
- 文化 25
- 小説 26
- 囲碁・将棋 28
- 声・主張 27
- 地域 28 29
- B S デジタル・ラジオ 31
- be 五輪へポンピュンラン
- be 最果ての岬からの賛歌

朝日新聞大阪本社 発行所:〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
電話:06-6231-0131 www.asahi.com

SUZUKEN
http://www.suzuken.co.jp

健康製造の
スズケングループ

医療 **新型インフル発生したら2/3**

大流行が懸念される新型インフルエンザ。発生地域に滞在する邦人をどう帰国させるか。同時に日本へのウイルス流入をどう防ぐか。国は事前のワクチン接種も年内に始める。

国会 **道路財源、来月12日再議決 4**

政府・与党は30日の税制改正関連法案に続き、5月12日に道路整備財源特例法改正案を衆院で再議決する。道路財源の一般財源化は閣議や自民党総務会に報告。野党の反発による国会空転を見越し、会期の小幅延長の検討も始めた。

テレビ **アナログ終了、画面で周知 7**

地上デジタル放送(地デジ)への完全移行に伴い、2011年7月に地上アナログ放送が一斉に停止される。今夏から画面にロゴが流れるなど周知対策が実施される。

偽装請負「雇用が成立」

松下PDP訴訟 大阪高裁初判断 解雇無効命令

違法な偽装請負の状態であった男性について、大阪高裁が25日、当初から両者間に雇用契約が成立しているとして、解雇時点にさかのぼって賃金を支払うよう就労先の会社に命じる判決を言い渡した。労働の実態を重視して判断し、事実上、期間を区切ることなく雇い続けるよう命じる内容だ。

2面に「時時刻刻」、35面に関係記事

労働実態を重視

原告側の弁護士によると、偽装請負をめぐって就労先の雇用責任を認めた司法判断は高裁へは初。

原告側の弁護士によると、偽装請負をめぐって就労先の雇用責任を認めた司法判断は高裁へは初。

支払いを命じ、内部告発に対する報復もあったと認定し、慰謝料の額を一番の45万円から90万円に増額した。

判決によると、吉岡さんは04年1月から、松下PDPの末木工務で「請負会士」

末、期間満了を理由に職を失った期間工だった間、吉岡さんは長時間・長期間にわたって孤独な作業を強いられた。判決はまず、請負会社の社員だった吉岡さんの労働実態をつぶさに検討して「松下側の従業員から直接、指揮命令を受け、松下側が実質的に賃金を支払っていたと認定。吉岡さんを雇っていた請負会社

と松下側が結んだ業務委託契約は「脱法的な労働者供給契約」であり、職業安定法や労働基準法に違反して無効とした。

そのうえで、労働契約は当事者間の「黙示の合意」でも成立すると指摘。吉岡さんの場合、この工場で働き始めた当初から「期間2カ月」「更

偽装請負 労働者を雇ったり、派遣を受けたりしている実態があるのに、形式的に「請負契約」を装って様々な責任や義務を免れようとする雇用形態。製造業では労働者派遣が04年2月まで禁止されており、解禁後も直接雇用義務などの規制がある。このため、労働者の供給や派遣を請負と偽るケースが多い。厚生労働省は指導を強化してきた。



偽装請負訴訟で

松下PDP上告

松下電器産業の子会社「松下プラズマディスプレイ（PDP）」（大阪府茨木市）の工場
で違法な偽装請負の状態で働
かされていた吉岡力さん（33）
が雇用確認などを求めた訴訟

で、4月の二審・大阪高裁判決
で敗訴した松下PDPが、判
決を不服として28日付で上告
したことがわかった。二審判
決が「当初から両者間には雇
用契約が成立している」と認
定し、解雇時点にさかのぼっ
て賃金を支払い続けるよう命
じた内容には応じられないと
判断したとみられる。

NTT偽装請負 元従業員が提訴

京都地裁

NTTの研究所で違法な偽装請負の状態で働かされ、一方的に契約を打ち切られたと

して、京都府に住む20代の元業務請負会社員が14日、NTTと子会社を相手取り、NTTへの直接雇用や慰謝料500万円などを求める訴えを京都地裁に起こした。

訴状によると、元社員は06年10月、兵庫県西宮市の業務

ドナルド
マクドナルド
未払い
残業代

店長、管理職に当たらず

東京地裁判決 755万円支払い命令

日本マクドナルドが店長を管理職として扱い、残業代を支払わないのは違法だとして、埼玉県内の店長、高野広志さん（46）が未払い残業代など計約千三百五十万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁（斎藤巖裁判官）は二十八日、「店長の職務内容から管理職とはいえない」と述べ、同社に約七百五十五万円の支払いを命じた。労働時間や残業代などの規制適用外となる労働基準法の管理監督者の認定を厳格にとらえた。（関連記事を社会面に）

マクドナルドには約千六百八十人の店長がいるほか、他の外食チェーンでも店長を管理職としている企業は多い。店長を非管理職として扱う見直す企業もあり、判

て優遇されているか否かが争点になった。判決理由で斎藤裁判官は、店長にはアルバイトに限り、経営方針の決定に採用など一定の権限は関係しているとはいえない」と述べた。

待遇改善「名ばかり」?

マクド、店長に残業代

手当廃止 給与増えず

ハンバーガーチェーンの日本マクドナルドは20日、直営店の店長約2千人に、8月から残業代を支払うと発表した。権限が大きくないのに残業代が支払われない「名ばかり管理職」と指摘されていたためだ。ただ、店長手当は打ち切り、支払う給与の総額は増やさないという、待遇改善の効果は薄いとみられる。Ⅱ面に「時時刻刻」

問題の本質への視点欠如

森岡孝二・関西大教授(企業社会論)の話

問題の本質は、管理監督者という規定を利用したサービス残業をどうするか、だったはず。その認識が全く感じられない。世論や判決で管理監督者という便利な道具を使いくくなったため、新手法を考え出したとしか思えない。国からは正勧告を受けた企業は、過去分のみならず退職者にも未払い残業代を払っている。公平性の意味でも国は指導を強化すべきだ。

残業代を払うようにするのは、直営店の店長のほか、複数の拠点を管理する「エリア営業管理職」数百人。社内では管理職との位置づけは変えないが、法的には「経営者と一体的な立場」とされる「管理監督者」ではなくなる。上に立つ管理監督者は、「ディレクター・オブ・セールス(販売部長)」が務める。店長には、これまで基本給、成果給に加え、店長手当などの「職務給」があった。今回の制度変更で職務給がなくなり、代わりに残業代にあたる「時間外労務手当」を払う。残業代の支払い総額の見込みは示さなかったが、店長らへの給与の支払い総額は、いまと変わらないという。「労務監査室」を新設し、店長の勤務時間を管理。残業代を申請しない「サービス残

2008年(平成20年)

5月21日

水曜日
しょうまん
小満



政治	5
政策	6
国際	8/9
経済	10/11
囲碁・将棋	12
金融情報	12/13
スポーツ	14/15
甲子園 夢トーク	17
小説	18
生活	18/21
声・主張	23
文化	24
地域	26/27
環境元年 政策ウオーズ	29
B Sデジタル・ラジオ	25

朝日新聞大阪本社 発行所:〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
電話:06-6231-0131 www.asahi.com

建機レンタルの 証券コード 9678
kanamoto
www.kanamoto.co.jp

自民 消費増税、検討始める 6

自民党が消費税率引き上げの検討に着手した。膨らむ社会保障費を抑えきれず、基礎年金の国庫負担割合の引き上げも09年度に迫ることが背景にある。しかし、国民の理解は得られるのか。年末に向け、時間をかけて議論を進める。

バイク スーパーカブ6000万台に 11

ホンダの業務用バイク「スーパーカブ」

イメージ悪化回避を優先

マック、店長に残業代

日本マクドナルドが管理職を理由に残業代を支払っていない店長らに残業代を支払う報酬制度

「この内容でいい」と。十六日の金曜日、日本マクドナルドの経営会議で、原田泳幸最高経営責任者(CEO)は役員に、店長に残業代を支払う報酬制度の最終確認を求め、了承された。

店長を法律上の管理職から外す方針転換が正式に決まった瞬間だった。実は今回の報酬制度の検討に入ったのはわずか一カ月前。一月の東京地裁の判決以降、「名ばかり管理職」を批判する報道が相次ぎ、マクドナルドが真っ先にやり玉に挙がったことがきっかけだった。

中には著しく低い他社の店長年収を示し、「店長残酷物語」と報じるものもあり、社内に動揺が広がっていた。社員やパートの募集にも不安が出始めたという。「このままでは実態以上にイメージが悪化する」と危機感を抱いた原田CEOが「急いで見直せ」と指示。好本一郎上席執行役員を責任者としたプロジェクトチームを結成し、新制度導入へ動き出した。

突然の方針転換の裏には、今後の成長戦略への影響を回避する狙いもある。二〇〇四年にCEO

を八月から導入する。東京地裁が店長へ残業代を支払いを命じる判決を下してから四カ月。「店長は管理職」と主張し続けた同社が一転譲歩したのは、企業イメージの悪化が今後の経営戦略に打撃を与えかねないと判断したため。この方針転換は他の外食企業にも大きな影響を与えそうだ。

に就任し、不採算店舗の閉鎖、店舗運営の見直しなどを進めてきた原田CEOは、

総仕上げの時期を迎えて

店や新規オーナーに働き持たれ、FC化

FC化推進への影響

かけ、約七割の率を中期的に約下げる戦略だ。

+



九九プラス

店長に残業代

年内支払い開始

コンビニエンスストアの「ショップ99」を運営する九九プラスは年内にも、管理職と位置づける店長に残業代の支払いを始める。

対象は直営店の店長約460人で、入社2～3年目の社員が中心。これまでは、基本給と役職手当を払ってきた。残業代の支払いに伴い、役職手当を削るかどうか検討している。管理職という位置づけは変えず、過去にさかのぼり残業代を払うこともしない。

同社は5月に、元店長から未払い賃金など約450万円を求める訴訟を起こされた。同社は「制度改定と訴訟は無関係。訴訟は別問題として対応する」（広報）という。

OFF
5-9-8arc



2008年(平成20年)
5月22日
木曜日

- 政治 4
- 政策 5
- 国際 6 8
- 金融情報 9 12
- 経済 10 11
- 囲碁・将棋 12
- 文化 13
- スポーツ 14 15 16 17
- 小説 18
- 生活 18 19
- オーサー・ピジット 20 21
- 声・主張 22
- オピニオン 23
- ファッション 25
- 地域 26 27
- 環境元年 政策ウオーズ 29
- B S デジタル・ラジオ 29

朝日新聞大阪本社 発行所:〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
電話:06-6231-0131 www.asahi.com

安寿 あんじゅ 「安寿」介護用品
排泄、入浴、移動・歩行、住改、生活支援
アロン化成
<http://www.aronkasei.co.jp/>

消費者庁 推進会議が座長素案示す 5
政府の消費者行政推進会議で、来年度創設を目指す「消費者庁」の座長素案が示された。「消費者行政の司令塔」としての骨格は示したが、所管する法律は、関係省庁との交渉が決着しておらず、書き込めなかった。

宣伝 豊ソングづくり市場開拓 10
京都に本部がある豊の業界団体が、

トヨタ、改善活動に残業代

業務認定、上限撤廃

トヨタ自動車は21日、生産現場の従業員が勤務時間外にグループで取り組む「カイゼン」活動について、残業代を全額支払うことを決めた。月2時間までとする残業代の上限を撤廃する。「自主的な活動」としてきたカイゼン活動を「業務」と認定する。労働組合も了承しており、6月1日から実施する。

(大日向寛文) 11面に関係記事

長時間労働による健康被害や過労死が深刻化する一方、「名ばかり管理職」への批判を受け、日本マクドナルドが直営店の店長に対する残業代支払いを決めたばかり。サービ

ス残業と指摘されたカイゼン活動を残業と認めるトヨタの方針転換で、製造業でも「働き

方」(報い方)のバランスを見直す動きが広がりそうだ。トヨタが「業務」と位置づけるのは、生産現場の従業員がグループ単位で改善提案に取り組みQCサークル活動。従業員のアイデアや知恵を引き出す「カイゼン」活動を支える中心的な取り組みで、64年

から半世紀近く続いている。国内の生産現場の全従業員約4万人の全員参加が原則で、トヨタ躍進の原動力だった。現在、トヨタはQC活動を支援する名目で月2時間まで残業代を支給するが、2時間を超える賃金は原則支払っていない。しかし、QCの活動成

果が人事評価の対象にされている実態があり、社員やその家族から「事実上強制された業務」との声が上がっていた。昨年12月には、愛知県豊田市の堤工場の元従業員の男性(当時30)が急死したのは過労死だったと認める名古屋地裁判決が確定。判決は、QC活動の時間も「使用者の支配下における業務」と指摘していた。この男性は亡くなる直前の4カ月間で16時間をQC活動にあてていたが、実際は土日や

2008-5-22 朝日

第3種郵便物認可

新聞



トヨタ自動車の車両組み立て工場。従業員を小集団に分けた「QCサークル」で、現場発のカイゼン提案が生まれる—愛知県豊田市、佐藤慈子撮影

サービス残業 批判拡大

トヨタ

産業界への警告鐘に

トヨタ自動車は、生産現場の従業員による勤務時間外の「カイゼン」活動を「業務」として認めるのは、カイゼン活動がサービス残業にあたることの批判が社内外に広がったことが背景にある。モノづくりの競争力と、働き手のゆとりをどう両立させるのか。国内最大のメーカー、トヨタの苦悩は多くの日本企業が直面する課題でもある。

(木村裕明、福岡大介) 11面参照

トヨタがカイゼンの中心とな取り組みであるQCサークル活動を始めたのは、外資による国内投資の自由化を控えた64年。品質・コストの面で外資に買収されないだけの競争力をつけるのが当初の目的だった。しかし最近では、若手を中心に、就業時間外の自主的活動を強制と受け止める社員も少なくなく、末端の従業員の参加意識は弱まっている。

パチンコ必勝法、禁煙方法……。昨年4～9月にトヨタのQC活動で取り上げられたテーマの一部だ。会社からの押しつけと従業員が感じない

トヨタ、「カイゼン」に残業代全額支給

スズキ、コマツも検討へ

類に記入したりする作業を工場の外で行うよう従業員に徹底する方針だ。

トヨタ自動車が発業員グループで取り組む勤務時間外の「カイゼン」活動に残業代を全額支払うことにしたのを受け、他のメーカーの中にも追随する動きが出てきた。スズキやコマツなどは残業代を支払う方向で検討を始めた。

決め、必要な場合には残業代は支払っている」（福井威夫社長）と説明し、見直しは不要としている。JFEスチールも「今のところ扱いを変更する予定はない」とする。

スズキは、グループ単位で改善策を検討するQC（クオリティーコントロール）サークル活動にお茶やお菓子代を支給している。今後、残業代として支払う形に見直す方向だ。コマツも自己啓発に関するQC活動は現在、残業代の支給対象外で、これを見直す。トヨタ系部品メーカーのトヨタ紡織もQC活動を「業務」と認定し、月2時間だった残業代の上限を撤廃する方向で検討を始めた。

QC活動は、自動車や電機メーカーを中心に3万以上とされる。日産自動車や三菱重工、ソニーなどは「業務の延長」（日産広報）などとして残業代を支払っているという。一方で、ホンダは「時間を

トヨタは22日、QCサークル以外の「創意くふう提案」活動については、従来通り「自主活動」と位置づけることを明らかにした。自主活動を明確にするため、6月以降、提案内容を考えたり、書



2008年(平成20年)

6月3日 火曜日

夕刊

- 小説 2
- A+1 4
- 芸能 5 連載「NHK」 5
- 囲碁・将棋 7
- BSデジタル・ラジオ 8
- 金融情報 9
- スポーツ 10

新 あらたにす

http://allatany.jp
朝日・読売・日経よみくらべ

朝日新聞大阪本社 発行所：〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
電話：06-6231-0131 www.asahi.com

放牧で竹やぶ化防く

人手の入らなくなった山林が竹やぶ化するのを防ぐため、放牧した牛にタケノコを食べさせる鳥根県の実験が成果を上げている。



D!
おとな
23

日本一の旅 背中の重圧じっと耐え

0げ聞 ばの基省 ので担
号、一原 な、準省 怒く軽

人を救う薬は、皆様のご協力=治験から生まれます。



人と薬を治験で結ぶ会社

インクロム イヤク
0120-196-189
www.196189.com

グッドウイル課長ら逮捕

二重派遣幫助の疑い

日雇い派遣大手グッドウイル(東京都港区)が派遣した労働者を港湾関連会社の東和リース(同)が二重派遣していたとされる事件で、警視庁は3日、グッドウイルの元北関東エリアマネージャーで企画管理部事業戦略課長上村泰輔容疑者(37)と新宿区新宿5丁目1-3人を職業安定法違反(労働者供給事業)幫助などの疑いで逮捕した。また、東和リース元常務江川隆一容疑者(47)と板橋区小豆沢4丁目1を同法違反容疑で逮捕した。

11面に関係記事

港湾業務など危険の伴う業務への労働者派遣は労働者派

二重派遣は雇用責任の所在があいまいで、マーシンの二重取りになるなど問題が多いが、派遣業で横行しているとされる。刑事事件になったのは初めて。ほかに逮捕されたのは、グッドウイルの元EV(イベント)新宿支店長野上敏弘容疑者(35)と江東区亀戸9丁目1-1。



保安課の調べでは、江川容疑者は東和リースが派遣業の許可がないのに06年5月と07年6月、グッドウイルから派遣された労働者5人を27回にわたり、港湾荷役会社の笹田組(横浜市)と大洋マリン(港区)に二重派遣し、両社の指揮下に置いて東京港の埠頭で働かせた疑い。上村容疑者らは、東和リースによる二重派遣を違法と知りながら労働者の派遣を続けた疑い。

上村、江川の両容疑者は容疑をおおむね認め、ほかの2人は「東和の二重派遣は知らなかった」と容疑を否認しているという。警視庁は、グッドウイルが会社ぐるみで二重派遣に関与していた可能性もあるとみて、同社の本社側の関与についても解明を進める。同行は、グッドウイルなど各法人と、笹田組、大洋マリン両社の幹部ら数人を同法違反容疑で書類送検する。

グッドウイル 日雇い派遣では「フルキヤスト」と並ぶ最大手。東証1部上場の「グッドウ

イル・グループ」の100%子会社で、04年に設立。登録スタッフ数は4年間で倍以上の約290万人となり、顧客数は約7万社(4月末現在)。

グッドウィル 課長「違法知りつつ派遣」 職安法違反 幫助の疑い 上層部も関与か

日雇い派遣大手グッドウィルが派遣した労働者を港湾関連会社の東和リースが二重派遣したとされる事件で、職業安定法違反の幫助容疑などで逮捕されたグッドウィル事業戦略課長上村泰輔容疑者(37)が警視庁の調べに、「東和は昔からの顧客で、利益も多く、違法と知っていたが派遣を続けた」と供述していることがわかった。同庁は同社上層部の関与についても解明を進める。

保安課の調べでは、北関東

エリアマネージャだった上村容疑者らは06年5月～07年6月、港湾荷役会社2社に二重派遣していた東和リースに、労働者5人を27回にわたって派遣し続けた疑い。

関係する4社の間では、労働者1人当たりの「リベート」が決められていたという。正規の手数料とは別に、港湾荷役会社から東和に1人2千円、東和からグッドウィルには5千円が渡っており、グッドウィルは東和からのリベートで月100万円前後の

純利益を得ていたとみられる。東和との契約は、グッドウィルが02年ごろに吸収合併した別の派遣会社と結んだものを引き継ぎ、多くのグッドウィル幹部がかかわった「重要案件」だったという。同支店にとっては屈指の契約企業だったとされる。

東和の元常務江川隆一容疑者(47)は今年1月、朝日新聞の取材に「二重派遣を続けた理由はコメントできないが、グッドウィル側も知っていた」と話していた。

日雇い派遣原則禁止

厚労相、法改正の意向

ワーキングプア(働く貧困層)の温床とされる日雇い派遣労働をめぐり、舛添厚生労働相が13日、秋の臨時国会に日雇い派遣を原則禁止する労働者派遣法改正案を提出する考えを明らかにした。世論の高まりに押された格好だが、与野党の隔たりは大きく、臨時国会で規制強化がどこまで進むのか不透明だ。(小室浩幸、古知朋子、諸麦美紀)

範囲、与野党に溝

「労使の意見もきかなければならないが、日雇い派遣はあまりにも問題が多い。かなり厳しい形で考え直すべきだ」。13日午前の閣議後会見で、舛添氏は力を込めた。「常用雇用が普通だ」とも述べ、通訳など専門業務を除き製造業への派遣などを原則禁止にするべきだとの考えも示した。

厚労省は当初、今春の派遣法改正をめざしていたが、日雇い派遣の是非をめぐり労使の調整がつかなかった。有識者による研究会で検討したうえで、09年の通常国会に改正案を提出する考えだった。にもかかわらず舛添氏が、今秋の改正へと前倒しする考

えを示したのは、日雇い派遣への批判がかつてなく強まったためだ。

二重派遣や違法業務への派遣など、派遣大手の違法行為が次々と明らかになるなか、4月には野党4党が日雇い派遣の原則禁止を求める方針を決め、与党の公明党も原則禁止で足並みをそろえた。5月末には業界団体の日本人材派遣協会が、製造業などへの日雇い派遣の自粛を決めた。

今月6日の政府の社会保障国民会議では、福田首相が舛添氏に、「派遣労働者を守る制度を空洞化させてはいけない」と労働者の保護強化を指示した。内閣支持率が下がり

グッドウイルとフルキャスト

日雇い派遣 大幅縮小

人材派遣大手のグッドウイル・グループは9日、子会社のグッドウイルによる日雇い派遣事業を大幅に縮小する方針を発表した。相次ぐ違法派遣への批判を受け、今後は派遣先と結ぶ派遣契約の長期化を進める。同業大手のフルキャストもこうした動きを加速させており、両社とも派遣人数が急減している。グッドウイルが同日発表し

た経営方針では、今後、技術者派遣や製造分野の派遣、海外事業を強化する一方、日雇い派遣の規模は縮小し、契約を長期化するとした。従来は前日でも仕事の発注を受け付けていたが、4日前までに改めた。フルキャストも、316あった事業所を200に削減した。派遣契約の長期化を派遣先に要請し、受注も3日前までに変更した。

キヤノン社員

過労自殺認定

静岡・沼津労基署

キヤノンの研究開発職の男性（当時37）が自殺したのは、過労によるうつ病が原因だとして、沼津労働基準監督署が労災認定していたことが13日わかった。遺族の代理人が会見して明らかにした。

代理人によると、男性は92年に入社。97年から富士裾野リサーチパーク（静岡県）に勤務し、06年9月ごろから長時間労働が深刻化。会社は残業を午後10時までしか認めなかったが、自宅に持ち帰り仕事をすることも少なくなかった。毎週土日も自宅で1日5～8時間働き、代理人の計算では時間外労働は多い月で200時間を超えた。

11月末に退職届を出したが受理されず、2日後に電車の

踏切に飛び込み自殺した。翌07年3月に遺族が労災申請し、今月6日付で認定されたという。

キヤノン広報部は「労災認定を厳粛に受け止め、誠意を持って対処していきたい」とのコメントを発表した。

受け入れ論加速

外国人単純労働者

単純作業をする外国人労働者の受け入れ論が勢いを増してきた。推進派は「労働力人口の減少を補うため」と結論を急ぐが、政府内には慎重論も目立つ。活発な受け入れ論の背景には、実質的な単純労働者である研修・技能実習生や日系人が急増している実態もある。(市川美垂子、福岡大介、小室浩幸)

移民 国際的に合意された定義はなく、外務省や法務省によると日本でも正式な定義はない。例えば国際移住機関は、「通常居住以外の国に移動し、少なくとも12カ月間その国に居住する人」ととらえている。だが日本では、ある程度長期にわたって定住する外国人を指し、留学生や短期の就労目的の外国人は除く場合が多い。自民党内などの議論でも「帰国を前提としない長期の労働者や、日本人の配偶者を持つ永住者ら」を想定しているようだ。

めっき工場で働くフィリピン人の技能実習生ら＝愛知県内、岩下毅撮影



自民内に移民案

今月16日、自民党本部の一室。森喜朗元首相や中川秀直元党幹事長ら有力議員が名を連ねる「自民党外国人材交流推進議員連盟」(約80人)のメンバーが顔をそろえ、6月に政府に提出する提言の骨格をまとめた。

内容は、衝撃的だ。「人口減少社会の日本の危機を救うには、海外からの人材受け入れ以外にない」と断言。単純労働者を含む外国人の定住を前提に、複数省庁にまたがる外国人政策を「移民庁」に統一、今後50年間で人口の10%を移民が占める

「多民族社会」を目指す。会長の中川氏は「人口が減少するなか、移民育成型の社会は、選択の余地がない『21世紀の日本の道』だ」と言い切る。

一方、昨年5月、法相時代に外国人受け入れ私案を打ち出した長勢基遠衆院議員も、私案の実現に向けて動き始めた。首相直轄の自民党国家戦略本部のもと、今年1月、自らをトップとする外国人問題プロジェクトチーム(PT)を発足させた。夏までに提言をまとめようと、毎週、関係省庁の担当者と業界団体の代表らと議論を重ねる。

私案の柱は、専門的・技術的分野以外の外国人労働者を受け入れる「短期外国人就労制度」の導入だ。毎年の受け入れ人数に上限を設け、在留期間も3年限定で再入国は認めない。長勢氏は20日の会合後、「党内には移住を求める人もいるが、私のPTでは、移住とは切り離してやってみよう」と話した。

だが、政府が現在、外国人労働者として公式に受け入れているのは、大学教授や医師、スポーツ選手ら専門的・技術的分野に限られる。それ以外の単純労働者の受け入れには「一貫して慎重な姿勢を保ってきた。中でも厚生労働省は、国内労働者の賃金低下を招く」(幹部)などと反対派の急先鋒だ。9日の経済財政諮問会議では、舛添厚労相が「安い労働力を多

政府は慎重

く手、だ。政府が現在、外国人労働者として公式に受け入れているのは、大学教授や医師、スポーツ選手ら専門的・技術的分野に限られる。それ以外の単純労働者の受け入れには「一貫して慎重な姿勢を保ってきた。中でも厚生労働省は、国内労働者の賃金低下を招く」(幹部)などと反対派の急先鋒だ。9日の経済財政諮問会議では、舛添厚労相が「安い労働力を多

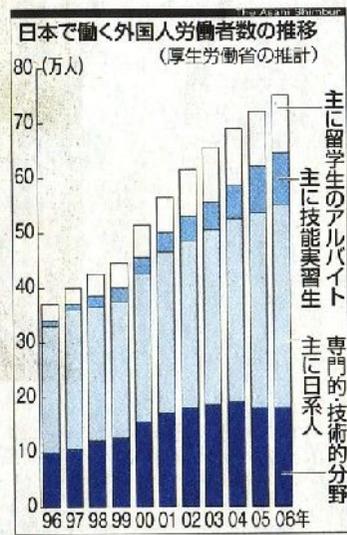
すでに現場の戦力に

法務省の動きや、与党内で活気づく単純労働者受け入れ論の背景には、少子化による労働力人口の減少に加え、単純労働に従事する外国人がすでに急増している実態がある。

国内で自由に就労できる日系人らは08年現在、10年前より14万人多い37万人(厚労省推計)に上り、多くが派遣・請負労働者として工場で働く「ケラフ」。

国際貢献の名目で受け入れられている研修・技能実習生も10年前の約4倍の16万人強(08年)となり、機械産業や繊維産業では欠かせない労働力だ。しかも、その劣悪な労働環境が国会で問題になり、政府内では来年の通常国会に向けて制度の見直し議論が進んでいる。

同じような状況だった韓国は04年8月、単純労働者を受け入れる「雇許許可制度」の導入に踏み切った。在留期間は3年間だが再入国もでき、条件付きで



永住、制限、する、と、で、...う費、3%

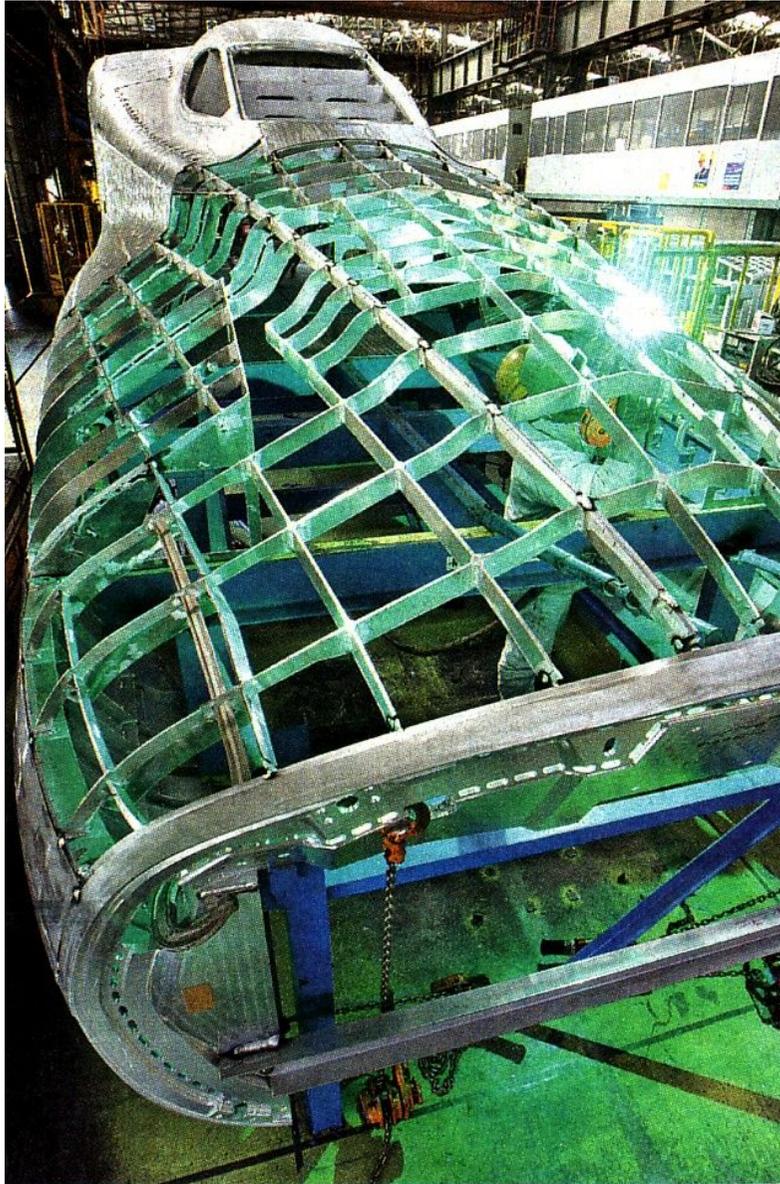
今週のテーマ



『格差社会の構造』の諸章を
概観する

終わり

今週の元気な企業と人

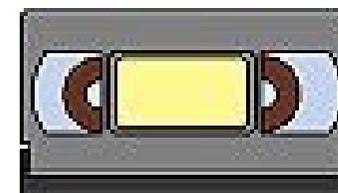


日本車両製造
豊川製作所
(愛知県豊川市)

ビデオ鑑賞



夫はなぜ、死んだのか —過労死認定の厚い壁—



映像 '07

毎日放送: 2007年12月9日放送

29分

現代経済事情Ⅲ 世界経済と中小企業

第11回 終わり

2008年6月20日

高田好章

